

## 【筑波技術大学における研究活動に係る行動規範】

国立大学法人筑波技術大学、(以下「本学」という)は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、これからの知識基盤社会に対応するため、個々の学生の障害特性に配慮した教育を通じて、幅広い教養と専門的、応用的能力をもつ専門職業人を養成し両障害者が社会的自立を果たし自ら障害をもつリーダーとして社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法の研究と実践を通して国内外の障害者教育の発展に資することを基本的な目標とする。

この基本的な目標を踏まえ、高等教育の内容に関わる各専門分野の研究の推進を図るとともに、最新の科学技術を利用して聴覚・視覚の障害を補償する教育方法、システム等を開発し情報授受のバリアのない教育環境の構築に努める。

本学における研究の信頼性及び公正性の確保を目的として、本学において研究活動に関わるすべての者に対する行動規範をここに定める。

1. 研究者をはじめ本学構成員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、研究費等が国民から負託されたものであることを自覚し、研究費ごとに定められた使用ルールや本学関係規則等を遵守し適正に使用しなければならない。
2. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などに対し誠実に行動する。  
また、研究・調査データの記録保存を厳正に行い、研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為は行わず、加担もしてはならない。
3. 研究者は、研究活動の正当性を証明するため、実験・観察記録ノート、実験データ等の各種資料を適切に保存しなければならない。
4. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする公正な環境を確立するとともに、自ら不正行為は本学全体さらには研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を与えることを自覚し、本学内はもちろんのこと、研究者コミュニティや自らの専門領域の研究環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。
5. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し福利に配慮しなければならない。  
また、ヒトや動物を対象とする研究については、生命倫理や動物愛護の観点を重視しなければならない。
6. 研究者は、研究、学会活動において各個人の自由と人格を尊重し、人種、性、地位、思想信条による差別を行ってはならない。
7. 研究者は、研究活動にあたって産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。